

## 1 条例改正の概要

平成 31 年 3 月 27 日交付の岐阜県税条例の一部を改正する条例及び岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則により、自動車税（種別割）の減免規定が改正されました。そこで、軽自動車税（種別割）の減免規定についても岐阜県の自動車税（種別割）の減免規定に準じた規定とするために、恵那市税条例の一部改正を行うものです。

## 2 条例改正の内容

障がい者の社会参加を促進するため、障害の程度が同じ場合は、本人が運転する場合及び生計同一者が運転する場合のいずれも同じ減免が受けられるよう、心身障がい者に係る軽自動車税の減免の対象を拡大することとします。

- (1) 知的障がい者及び精神障がい者について、生計同一者運転の場合だけでなく、本人運転の場合も減免対象とする。
- (2) 減免対象とする身体障害者手帳及び戦傷者手帳の等級等について、生計同一者運転の場合の対象等級等を、本人運転の場合の対象等級等にそろえる。
- (3) 精神障がい者の減免対象要件のうち、自立支援医療受給者証の交付要件を不要とする。

## 3 募集期間

令和元年 9 月 10 日（火曜日）から令和元年 10 月 9 日（水曜日）まで

## 4 提出方法

様式は任意です。

- (1) 表題「恵那市税条例の一部改正（案）」
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 電話番号
- (5) 意見

を記入し、市役所へ直接持参するか、郵送、ファクス、電子メールで提出してください。

- ・直接持参 税務課（本庁舎 1 階）
- ・郵送 〒509-7292（住所不要）税務課
- ・ファクス 0573-25-6151
- ・電子メール zeimu@city.ena.lg.jp

【改正後の障がい者の方に対する軽自動車税（種別割）の減免対象等】

I 減免を受けられる方の範囲

（障がい者本人運転、生計同一者運転、常時介護者運転の場合に限ります。）

1 身体障がい者の方

障 害 区 分		減免の対象となる範囲
視覚障害		1、2、3、4 級
聴覚障害		2、3 級
平衡機能障害		3 級
音声機能障害		3 級 (喉頭摘出による音声機能障害の場合に限る)
上肢不自由		1、2、3 級
下肢不自由		1、2、3、4、5、6 級
体幹不自由		1、2、3、5 級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1、2、3 級
	移動機能	1、2、3、4、5、6 級
心臓機能障害		1、3 級
じん臓機能障害		1、3 級
呼吸器機能障害		1、3 級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1、3 級
小腸の機能障害		1、3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1、2、3 級
肝臓機能障害		1、2、3 級

2 戦傷病者の方

障害の程度が一定の範囲に該当する方（詳細は、恵那市役所税務課へお問い合わせください。）

3 知的障がい者の方

障 害 区 分	減免の対象となる範囲
療育手帳をお持ちの方	「A」、「A1」若しくは「A2」

#### 4 精神障がい者の方

障 害 区 分	減免の対象となる範囲
精神障害者保険福祉手帳をお持ちの方	障害の程度が1級

### II 減免の対象となる自動車

#### 1 車検証上の名義人

賦課期日（毎年4月1日午前0時現在）において障がい者の方ご本人名義の自家用軽自動車に限ります。ただし、18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障害者の場合は、障がい者の方本人と生計を一にする方の名義でも対象となります。

なお、割賦販売契約等による所有権留保付軽自動車の場合は、下表の所有権欄に記載されている方が自動車自動車検査証の使用者欄に記載されている軽自動車です。

また、リース車の場合は納税義務者がリース会社になるため減免の対象になりません。

#### 2 運転者が「生計を一にする方」の場合

障がい者の方と生計を一にし、専ら障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために軽自動車を使用されることが条件です。障がい者の方が長期間病院に入院されている場合や社会福祉施設に入所されている場合は、減免の対象となりません。

障がい者の方の区分	所有者	運転者	使用目的
18歳以上の身体障がい者 戦傷病者	障がい者の方本人	障がい者の方本人	専ら日常生活に利用する
		生計を一にする方	専ら障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために使用する
18未満の身体障がい者	障がい者の方本人 又は 生計を一にする方	生計を一にする方	専ら障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために使用する
知的障がい者 精神障がい者	障がい者の方本人 又は 生計を一にする方	障がい者の方本人	専ら日常生活に利用する
		生計を一にする方	専ら障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために使用する

#### 3 運転者が「常時介護する方」の場合

障がい者の方が所有する軽自動車、独居、または、障がい者の方のみで構成

される世帯の障がい者の方の通学、通院、通所、生業その他社会参加のために、週3日以上かつ1年以上継続的に軽自動車が行われることが条件です。

障がい者の方の区分	所有者	運転者	使用目的
独居等の身体障がい者 独居等の知的障がい者 独居等の精神障がい者	障がい者の方本人	常時介護する方	週3日以上かつ1年以上継続して障がい者の方の通院、通所、生業その他社会参加のために使用する